

予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）普通保険約款 目次

この保険の概要

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. 通貨の種類

第2条 通貨の種類

3. 基準利率および予定利率

第3条 基準利率

第4条 予定利率

4. 死亡保険金の支払

第5条 死亡保険金の支払および免責

第6条 死亡保険金の支払および免責に関する補則

第7条 死亡保険金の請求、支払時期および支払場所

5. 会社の責任開始期および契約日

第8条 会社の責任開始期および契約日

6. 保険料の払込

第9条 保険料の払込

第10条 保険料の払込方法（経路）

第11条 保険料の前納

7. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第12条 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

8. 保険契約の無効および取消

第13条 死亡保険金不法取得目的による無効

第14条 詐欺による取消

9. 告知義務および保険契約の解除

第15条 告知義務

第16条 告知義務違反による解除

第17条 保険契約を解除できない場合

第18条 重大事由による解除

10. 解約および解約返還金

第19条 解約

第20条 解約返還金

11. 保険料の減額

第21条 保険料の減額

12. 第2保険期間死亡保険金額の減額

第22条 第2保険期間死亡保険金額の減額

13. 死亡保険金受取人による保険契約の存続

第23条 死亡保険金受取人による保険契約の存続

14. 死亡保険金受取人

第24条 死亡保険金受取人の変更

第25条 遺言による死亡保険金受取人の変更

15. 保険契約者

第26条 保険契約者の変更

第27条 保険契約者の住所の変更

16. 保険契約者および死亡保険金受取人の代表者

第28条 保険契約者および死亡保険金受取人の代表者

17. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

第29条 年齢の計算

第30条 契約年齢および性別の誤りの処理

18. 契約者配当金

第31条 契約者配当金

19. 時効

第32条 時効

20. 被保険者の業務、転居および旅行

第33条 被保険者の業務、転居および旅行

21. 管轄裁判所

第34条 管轄裁判所

22. 契約内容の登録

第35条 契約内容の登録

23. 同一月数分保険料の継続前納の特則

第36条 同一月数分保険料の継続前納の特則

24. 死亡保険金受取人を団体とする保険契約に関する特則

第37条 死亡保険金受取人を団体とする保険契約の請求書類に関する特則

25. 保険料円貨払込特約（平準払用）を付加した場合の特則

第38条 保険料円貨払込特約（平準払用）を付加した場合の特則

26. 年金支払移行特約（平準払用）を付加した場合の特則

第39条 年金支払移行特約（平準払用）を付加した場合の特則

27. 介護年金支払移行特約を付加した場合の特則

第40条 介護年金支払移行特約を付加した場合の特則

予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）普通保険約款

（この保険の概要）

この保険は、外貨建の終身保険であって、被保険者が死亡したときに死亡保険金を支払うことを主な内容とするものです。

1. 用語の意義

（用語の意義）

第1条 この普通保険約款において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

- (1) 「第1保険期間」
「第1保険期間」とは、保険期間のうち保険料払込期間と同一の期間とします。
- (2) 「第2保険期間」
「第2保険期間」とは、保険期間のうち第1保険期間の満了日の翌日（以下「第2保険期間移行日」といいます。）から起算する終身の期間をいいます。
- (3) 「指定死亡保険金額」
「指定死亡保険金額」とは、第1保険期間の死亡保険金の支払額の計算において用いる金額のことをいい、保険契約者は、保険契約の締結の際、会社の定める範囲で、指定死亡保険金額を指定するものとします。ただし、保険契約の締結後に保険料が減額されたときは、保険料と同一割合で減額した金額を指定死亡保険金額とします。
- (4) 「死亡保障倍率」
「死亡保障倍率」とは、第1保険期間および第2保険期間の死亡保険金の支払額の計算において用いる倍率のことをいい、第2保険期間移行日における被保険者の年齢および性別に基づき、会社の定める方法により保険契約締結の際に定めます。
- (5) 「責任準備金」
「責任準備金」とは、将来の死亡保険金を支払うために保険料の中から積み立てる部分をいい、責任準備金額は経過に応じて会社の定める方法により計算します。
- (6) 「契約応当日」
「契約応当日」とは、毎月または毎年の契約日に対応する日をいい、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。

2. 通貨の種類

（通貨の種類）

第2条 この保険契約の通貨の種類は、つぎの各号のうち会社の定める範囲のものとし、保険契約者は、保険契約の締結の際、通貨を1つ指定するものとします。

- (1) アメリカ合衆国通貨（以下「米ドル」といいます。）
 - (2) 欧州単一通貨（以下「ユーロ」といいます。）
 - (3) オーストラリア連邦通貨（以下「豪ドル」といいます。）
2. 保険料の払込または死亡保険金の支払等、この保険契約にかかわる金銭の授受は、全て前項の規定により指定された通貨（以下「指定通貨」といいます。）をもって行ないます。

3. 基準利率および予定利率

（基準利率）

第3条 基準利率とは、第1保険期間において、次条に定める予定利率の計算にあたり基準となる利率として、契約日および月単位の契約応当日ごとに通貨の種類に応じて設定する利率のことをいいます。

2. 契約日における基準利率は、通貨の種類に応じてつぎの各号の利回りを指標金利とし、会社が基準利率

および予定利率を設定する日の3営業日前の日における直前3日（会社が指標金利を取得する3日に限ります。）の指標金利の平均値に最大1.5%を加えた率を上限とし、最大1.0%を減じた率を下限とする範囲内で定めた利率のことをいいます。

(1) 通貨の種類が米ドルの場合

米ドル10年金利スワップレート（固定受け）

(2) 通貨の種類がユーロの場合

ユーロ10年金利スワップレート（固定受け）

(3) 通貨の種類が豪ドルの場合

豪ドル10年金利スワップレート（固定受け）

3. 月単位の契約応当日における基準利率は、つぎの各号のとおり定めた利率のことをいいます。

(1) 当該月単位の契約応当日から保険料払込期間満了日までの期間が7年をこえる場合

前項の規定を準用して定めた利率

(2) 当該月単位の契約応当日から保険料払込期間満了日までの期間が7年以内の場合

通貨の種類に応じてつぎの(ア)から(ウ)までの利回りを指標金利とし、前項の規定を準用して定めた利率

(ア) 通貨の種類が米ドルの場合

米ドル3年金利スワップレート（固定受け）

(イ) 通貨の種類がユーロの場合

ユーロ3年金利スワップレート（固定受け）

(ウ) 通貨の種類が豪ドルの場合

豪ドル3年金利スワップレート（固定受け）

4. 前2項の規定にかかわらず、基準利率はマイナスとなることはありません。

5. 第2項および第3項の規定にかかわらず、第2項もしくは第3項の利回りが算出されなくなったときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど、将来の運用情勢の変化により第2項または第3項の利回りを指標金利として用いることが適切でない特別な事情が生じた場合には、会社は、主務官庁の認可を得て、指標金利を変更することがあります。この場合、会社は、指標金利を変更する日の2か月前までにその旨を保険契約者に書面によって通知します。

（予定利率）

第4条 第1保険期間において、予定利率は、契約日および月単位の契約応当日ごとに、つぎの各号のとおり設定する利率とします。この場合、予定利率は、それぞれ設定した日から直後に到来する月単位の契約応当日の前日まで適用します。

(1) 契約日における予定利率

契約日における基準利率と同一

(2) 月単位の契約応当日における予定利率

会社の定める方法により、契約日から当該月単位の契約応当日までの期間中における、月単位の契約応当日ごとの基準利率（契約日における基準利率を含みます。）を平均した利率。この場合、契約日から当該月単位の契約応当日までの期間が120か月をこえるときは、つぎのとおり取り扱った上で計算します。

(ア) 契約日における基準利率は、契約日に対し120か月の整数倍後の月単位の契約応当日を迎えるごとに、その月単位の契約応当日の基準利率に変更します。

(イ) 月単位の契約応当日における基準利率は、当該月単位の契約応当日に対し120か月の整数倍後の月単位の契約応当日を迎えるごとに、その月単位の契約応当日の基準利率に変更します。

2. 前項の規定により計算した予定利率が契約日における最低保証予定利率を下回ることとなる場合には、前項の規定にかかわらず、契約日または当該月単位の契約応当日における予定利率は契約日における最低保証予定利率とします。

3. 会社は、契約日および契約後の第1保険期間中の予定利率を、会社の定める方法により保険契約者に通知します。

4. 第2保険期間において、予定利率は、保険契約締結の際に会社が定める利率とします。

4. 死亡保険金の支払

（死亡保険金の支払および免責）

第5条 この保険契約の死亡保険金は、つぎのとおりです。

	支 払 額	受 取 人	死亡保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても死亡保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
死亡保険金	被保険者が死亡した時のつぎのいずれか大きい額 (1) 保険料に、契約日から被保険者の死亡日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日までの月数を乗じた額 (2) 責任準備金額に死亡保障倍率を乗じた額	死亡保険金受取人	被保険者が契約日の5年後における年単位の契約応当日の前日までの第1保険期間中に死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 責任開始期の属する日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱
	被保険者が死亡した時のつぎのいずれか大きい額 (1) 保険料に、契約日から被保険者の死亡日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日までの月数を乗じた額 (2) 責任準備金額に死亡保障倍率を乗じた額 (3) 指定死亡保険金額		被保険者が契約日の5年後における年単位の契約応当日以後の第1保険期間中に死亡したとき	
	被保険者が死亡した時の第2保険期間死亡保険金額	被保険者が第2保険期間中に死亡したとき		

2. 前項の第2保険期間死亡保険金額は、第2保険期間移行日において、会社の定める方法により、第1保険期間満了日の責任準備金額に死亡保障倍率を乗じて計算される金額とします。ただし、第2保険期間移行日以後に第2保険期間死亡保険金額が減額されたときは、減額後の金額を第2保険期間死亡保険金額とします。

3. 会社は、前項の規定により計算された第2保険期間移行日における第2保険期間死亡保険金額を保険契約者に書面によって通知します。

（死亡保険金の支払および免責に関する補則）

第6条 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。

2. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡保険金が支払われないときは、会社は、第1号、第3号または第4号の場合は被保険者が死亡した時の責任準備金額（免責事由に該当した時まですでに到来している第9条（保険料の払込）に定める保険料期間について未払込保険料があるときは、その未払込保険料を差し引いた金額とします。以下本条において同じ。）を、第2号の場合は被保険者が死亡した時に保険契約の解約があったものとしたときに支払われる金額と同額の返還金を保険契約者に支払います。

- (1) 責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき。
- (2) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき（前号の場合を除きます。）。
- (3) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（前2号の場合を除きます。）。
- (4) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき。

3. 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合（死亡保険金受取人と被保険者が同一の場合で被保険者が自殺したときおよび保険契約者と死亡保険金受取人が同一の場合で保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときを除きます。）で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。この場合、保険契約のうち支払われない部分については前項の規定を適用し、その部分の責任準備金額を保険契約者に支払います。

4. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合でも、その原因によって死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、死亡保険

金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。ただし、この場合の支払額は、被保険者が死亡した時の責任準備金額を下回りません。

(死亡保険金の請求、支払時期および支払場所)

第7条 死亡保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または死亡保険金受取人は、すみやかに会社に通知してください。

2. 支払事由の生じた死亡保険金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、死亡保険金を請求してください。
3. 死亡保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日（会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日。以下本条において同じ。）の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社で支払います。この場合、会社が認めるときは、死亡保険金の受取人の口座（会社の指定した金融機関等の口座に限ります。）に払い込む方法により支払います。
4. 死亡保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合で、保険契約の締結時から死亡保険金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行いません。この場合、前項の規定にかかわらず、死亡保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
 - (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 免責事由に該当する可能性がある場合
支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
 - (4) 第13条（死亡保険金不法取得目的による無効）、第14条（詐欺による取消）または第18条（重大事由による解除）に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第18条第1項第3号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡保険金受取人の保険契約締結の目的もしくは死亡保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から死亡保険金の請求時までにおける事実
5. 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合は、前2項の規定にかかわらず、死亡保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算してつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (2) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (4) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
6. 前2項の規定を適用したときは、会社は、その旨を死亡保険金を請求した者に通知します。
7. 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は死亡保険金を支払いません。

5. 会社の責任開始期および契約日

(会社の責任開始期および契約日)

第8条 会社は、会社が保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。

2. 前項の規定により、会社の責任が開始される日（以下「責任開始日」といいます。）の翌月1日を契約日とします。
3. 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては、契約日から起算して計算します。
4. 責任開始日から契約日の前日までの間に死亡保険金の支払事由が発生したときは、会社は、責任開始日から契約日の前日までの間についても保険期間および保険料払込期間とみなします。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第5条（死亡保険金の支払および免責）の規定にかかわらず死亡保険金の支払額は第1回保険料と同額とします。
 - (2) 第6条（死亡保険金の支払および免責に関する補則）第2項の規定にかかわらず免責事由に該当したことによって死亡保険金が支払われないときの返還金の額は第1回保険料と同額（未払込保険料があるときは、その未払込保険料を差し引いた金額とします。）とします。
 - (3) 第6条第3項および第4項の規定は、「責任準備金額」を「第1回保険料と同額（未払込保険料があるときは、その未払込保険料を差し引いた金額とします。）」と読み替えて適用します。
5. 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付し、これをもって承諾の通知とします。
6. 前項の保険証券には、つぎの各号の事項を記載します。
 - (1) 会社名
 - (2) 保険契約者および被保険者の氏名または名称
 - (3) 死亡保険金受取人の氏名または名称その他の死亡保険金受取人を特定するために必要な事項
 - (4) 保険契約の種類
 - (5) 保険期間
 - (6) 責任開始日
 - (7) 契約日
 - (8) 死亡保険金額
 - (9) 保険料およびその払込方法
 - (10) 保険証券の作成年月日
7. 前2項に定める保険証券の交付は、保険契約の締結の際に限り行ないます。

6. 保険料の払込

（保険料の払込）

- 第9条 保険料は、毎回次条第1項に定める保険料の払込方法（経路）により、つぎに定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
- (1) 第1回保険料の払込期月
責任開始日から、責任開始日の属する月の翌月末日まで
 - (2) 第2回以後の保険料の払込期月
それぞれの月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
2. 前項で払い込むべき保険料は、つぎに定める期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
- (1) 第1回保険料の保険料期間
契約日からその翌月の月単位の契約応当日の前日までの期間
 - (2) 第2回以後の保険料の保険料期間
それぞれの月単位の契約応当日からその翌月の月単位の契約応当日の前日までの期間
3. 第1項第2号の保険料がそれぞれの月単位の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅したとき、または保険料の一部の払込を要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保険料（保険料の一部の払込を要しなくなったときは、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者（死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人）に払い戻します。
4. 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの月単位の契約応当日以後それぞれの払込期月の末日まで（第1回保険料については、責任開始日以後第1回保険料の払込期月の末日までとします。）に死亡保険金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を支払うべき死亡保険金から差し引きます。
5. すでに保険料が払い込まれている保険料期間の中途において保険契約が消滅した場合または保険料の一部の払込を要しなくなった場合で、その保険料期間中に死亡保険金の支払事由が生じていないときは、その保険料期間に対応する保険料（保険料の一部の払込を要しなくなったときは、その払込を要しなくな

た部分に限ります。)を保険契約者に払い戻します。

(保険料の払込方法(経路))

第10条 保険契約者は、会社の定める取扱範囲で、つぎのいずれかの保険料の払込方法(経路)を選択することができます。

- (1) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
2. 保険契約者は、会社の定める取扱に基づき、前項各号の保険料の払込方法(経路)の範囲内で、保険料の払込方法(経路)を変更することができます。
3. 保険料の払込方法(経路)が第1項第2号または第3号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲外となったときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法(経路)を変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法(経路)の変更を行なうまでの間の保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

(保険料の前納)

第11条 保険契約者は、会社の定める取扱範囲で、当月分以後の保険料を前納することができます。この場合には、会社の定めた方法で計算した保険料前納金を払い込んでください。

2. 保険料前納金は、会社の定める取扱に基づき積み立て置き、払込期月における月単位の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
3. 保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額(保険料の一部の払込を要しなくなった場合は、その払込を要しなくなった部分に限ります。)を保険契約者(死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人)に払い戻します。

7. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

(保険料払込の猶予期間および保険契約の失効)

第12条 保険料の払込については、払込期月の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。

2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。この場合、保険契約者は、猶予期間の満了日の翌日に保険契約の解約があったものとしたときに支払われる金額と同額の返還金を請求することができます。
3. 猶予期間中に死亡保険金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を支払うべき死亡保険金から差し引きます。

8. 保険契約の無効および取消

(死亡保険金不法取得目的による無効)

第13条 保険契約者が死亡保険金を不法に取得する目的または他人に死亡保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結をしたときは、保険契約を無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

(詐欺による取消)

第14条 保険契約の締結に際して、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人に詐欺の行為があったときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

9. 告知義務および保険契約の解除

(告知義務)

第15条 会社が、保険契約の締結の際、死亡保険金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面(電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法)による場合を含みま

す。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。

（告知義務違反による解除）

第16条 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向って保険契約を解除することができます。

2. 会社は、死亡保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、死亡保険金を支払いません。また、すでに死亡保険金を支払っていたときは、死亡保険金の返還を請求します。
3. 前項の規定にかかわらず、被保険者の死亡が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が証明したときは、死亡保険金を支払います。
4. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
5. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 会社は、被保険者が死亡した場合はその日に保険契約の解約があったものとしたときに支払われる金額と同額の返還金を保険契約者に支払います。
 - (2) 前号以外の場合は、会社は、解除の通知を発信した日に保険契約の解約があったものとしたときに支払われる金額と同額の返還金を保険契約者に支払います。

（保険契約を解除できない場合）

第17条 会社は、つぎのいずれかの場合には前条の規定による保険契約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に規定する行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第15条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかったと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

- (1) 会社が、保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
- (2) 会社が解除の原因があることを知った日の翌日から起算して1か月を経過したとき
- (3) 責任開始期の属する日から起算して2年を経過したとき。ただし、責任開始期の属する日から起算して2年以内に、死亡保険金の支払事由が生じたときを除きます。
- (4) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第15条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- (5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第15条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

（重大事由による解除）

第18条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向って保険契約を解除することができます。

- (1) 保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称の如何を問いません。以下本号において同じ。）を詐取する目的または他人に死亡保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) この保険契約の死亡保険金の請求に関し、死亡保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (3) 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、つぎの(ア)から(オ)までのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

- (I) 保険契約者または死亡保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (o) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (4) 会社の保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 会社は、死亡保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による死亡保険金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号(A)から(o)までに該当したのが死亡保険金受取人のみであり、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき死亡保険金をいいます。以下本項において同じ。）を支払いません。また、すでに死亡保険金を支払っていたときは、死亡保険金の返還を請求します。
 3. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
 4. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 会社は、被保険者が死亡した場合はその日に保険契約の解約があったものとしたときに支払われる金額と同額の返還金を保険契約者に支払います。
 - (2) 前号以外の場合は、会社は、解除の通知を発信した日に保険契約の解約があったものとしたときに支払われる金額と同額の返還金を保険契約者に支払います。
 5. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によって保険契約を解除した場合で、死亡保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の返還金を保険契約者に支払います。

10. 解約および解約返還金

(解約)

第19条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約し、解約返還金を請求することができます。

(解約返還金)

第20条 解約返還金額は、つぎの各号のとおりとします。

- (1) この保険契約が第1保険期間中の場合には、保険契約を解約した日の直前の月単位の契約応当日（解約した日が契約応当日のときは、その契約応当日とします。以下本条において同じ。）の前日までの経過に応じて計算した責任準備金額に0.7を乗じた金額から、会社の定める方法により計算した金額を控除して計算します。
 - (2) この保険契約が第2保険期間中の場合には、経過に応じて計算します。
2. 保険契約者は、解約返還金を請求するときは、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
 3. 会社が解約返還金を保険契約者に支払う場合、保険契約を解約した日の直前の月単位の契約応当日の前日までにすでに到来している保険料期間について未払込保険料があるときは、会社は、その未払込保険料を解約返還金から差し引きます。
 4. 解約返還金の支払時期および支払場所については、第7条（死亡保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

11. 保険料の減額

(保険料の減額)

第21条 保険契約者は、第1保険期間中に限り、会社の定める取扱範囲で、保険料を減額することができます。

ただし、減額後の保険料は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 保険料の減額をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 保険料を減額したときは、死亡保険金額等を改めます。
4. 保険料を減額したときは、減額分は解約したのものとして取り扱います。
5. 本条の規定により、保険料の減額が行われたときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通

知します。

12. 第2保険期間死亡保険金額の減額

（第2保険期間死亡保険金額の減額）

第22条 保険契約者は、第2保険期間中に限り、会社の定める取扱範囲で、第2保険期間死亡保険金額を減額することができます。ただし、減額後の第2保険期間死亡保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 第2保険期間死亡保険金額の減額をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 第2保険期間死亡保険金額を減額したときは、減額分は解約したものと取り扱います。
4. 本条の規定により、第2保険期間死亡保険金額の減額が行なわれたときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

13. 死亡保険金受取人による保険契約の存続

（死亡保険金受取人による保険契約の存続）

第23条 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約（保険料の減額または第2保険期間死亡保険金額の減額を含みます。以下本条において同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）により保険契約が解約されるときは、解約の通知が会社に到着した時から1か月を経過した日にその効力を生じます。

2. 前項の解約の通知があった場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす死亡保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力を生じるまでの間に、前項の解約の通知が会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（以下「債権者等への支払金額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと

3. 前項の通知をするときは、死亡保険金受取人は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
4. 第1項の解約の通知が会社に到着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、死亡保険金の支払事由が生じた場合で、会社が死亡保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額を限度として、債権者等への支払金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等への支払金額を差し引いた残額があるときは、その金額を死亡保険金受取人に支払います。

14. 死亡保険金受取人

（死亡保険金受取人の変更）

第24条 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生する前に限り、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。

2. 前項の通知をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 第1項の通知が会社に到着したときは、死亡保険金受取人の変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。
4. 前項の規定にかかわらず、第1項の通知が会社に到達する前に、変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人からその請求を受けても、会社は、死亡保険金を支払いません。
5. 死亡保険金受取人が死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
6. 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受

取人とします。

7. 前2項の規定により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(遺言による死亡保険金受取人の変更)

第25条 前条の規定によるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生する前に限り、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。

2. 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

3. 前2項の規定による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人(遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。)が、その旨を会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。

4. 前項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、請求に必要な書類(別表1)を提出してください。

15. 保険契約者

(保険契約者の変更)

第26条 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

2. 前項の承継をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類(別表1)を提出してください。

(保険契約者の住所の変更)

第27条 保険契約者が住所(通信先を含みます。以下本条において同じ。)を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。

2. 保険契約者が前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

16. 保険契約者および死亡保険金受取人の代表者

(保険契約者および死亡保険金受取人の代表者)

第28条 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。

3. 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

4. 死亡保険金受取人が2人以上の場合には、第1項および第2項に準じて取り扱います。

17. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

(年齢の計算)

第29条 被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(契約年齢および性別の誤りの処理)

第30条 保険契約申込書(電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法)による場合を含みます。以下本条において同じ。)に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、つぎの方法により取り扱います。

(1) 契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、つぎの(ア)から(イ)までのとおり取り扱います。

(ア) 実際の年齢に基づいて死亡保険金額等を改めます。

(イ) 死亡保険金の支払事由該当後は、実際の年齢に基づいて死亡保険金額を改め、すでに支払われた死

亡保険金に不足分があればその額を死亡保険金受取人に支払い、超過分があればその額の返還を死亡保険金受取人に請求します。

(り) 実際の年齢に基づいて改めた保険料に基づき会社の定める方法により計算する金額が会社の定める金額をこえることとなる場合には、会社の定める金額をこえないように保険料を改めます。この場合、改める前の保険料と改めた後の保険料の差額に基づき、そのこえる部分に対応する払込保険料相当額を保険契約者に払い戻します。

(2) 契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。

2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、前項に準じて取り扱います。

18. 契約者配当金

(契約者配当金)

第31条 この保険契約には契約者配当金はありません。

19. 時効

(時効)

第32条 死亡保険金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

20. 被保険者の業務、転居および旅行

(被保険者の業務、転居および旅行)

第33条 保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

21. 管轄裁判所

(管轄裁判所)

第34条 この保険契約における死亡保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または死亡保険金受取人（死亡保険金受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する高等裁判所（支部を除きます。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

22. 契約内容の登録

(契約内容の登録)

第35条 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

(1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）

(2) 会社の定める方法により円貨に換算した死亡保険金の金額

(3) 契約日

(4) 当会社名

2. 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間）以内とします。

3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、

復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。)を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。)の判断の参考とすることができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日(復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日。以下本項において同じ。)から5年(契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間)以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

23. 同一月数分保険料の継続前納の特則

(同一月数分保険料の継続前納の特則)

- 第36条 保険契約者は、会社の定める取扱範囲で、この特則を適用し、保険契約者があらかじめ指定した月数と同一月数分の保険料(保険料払込期間満了日までの月数が保険契約者があらかじめ指定した月数に満たなくなったときは、保険料払込期間満了日までの月数分の保険料とします。)を、継続して前納することができます。この場合、第11条(保険料の前納)の規定を準用します。
2. 保険契約者は、あらかじめ指定した月数を、会社の定める取扱範囲で変更することができます。
 3. 保険契約者から、同一月数分保険料の継続前納の取扱を停止する旨の申出がなされたときは、この特則は適用しません。

24. 死亡保険金受取人を団体とする保険契約に関する特則

(死亡保険金受取人を団体とする保険契約の請求書類に関する特則)

- 第37条 官公署、会社、組合、工場その他の団体(個人事業主を含み、以下「団体」といいます。)を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等(以下「死亡退職金等」といいます。)として死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金の請求の際、請求に必要な書類(別表1)に加え、死亡退職金等の受給者が保険金の請求内容を了知していることがわかる書類も必要とします。この場合、保険契約者である団体が当該受給者本人であることを確認した書類を必要とします。なお、死亡退職金等の受給者が2人以上であるときは、そのうち1人からの請求内容を了知していることがわかる書類の提出で足りるものとします。

25. 保険料円貨払込特約(平準払用)を付加した場合の特則

(保険料円貨払込特約(平準払用)を付加した場合の特則)

- 第38条 この保険契約に保険料円貨払込特約(平準払用)を付加した場合で、保険料円貨払込金額を固定する場

合の特則が適用されているときは、第5条（死亡保険金の支払および免責）の規定は、「保険料に、契約日から被保険者の死亡日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日までの月数を乗じた額」を「契約日から被保険者の死亡日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日までの各払込期月における外貨建の保険料の累計額（保険料円貨払込金額を減額した場合には、その減額までの累計額は減額前の保険料円貨払込金額と減額後の保険料円貨払込金額の割合と同一割合で減額した金額とします。）」と読み替えて適用します。

26. 年金支払移行特約（平準払用）を付加した場合の特則

（年金支払移行特約（平準払用）を付加した場合の特則）

第39条 この保険契約に年金支払移行特約（平準払用）を付加した場合には、第18条（重大事由による解除）の規定をつぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1項第3号および第4号、第2項ならびに第5項の規定中、「死亡保険金受取人」とあるのは「特約年金受取人」と、「死亡保険金」とあるのは「特約年金」と読み替えます。
- (2) 第2項の規定中、「保険契約」とあるのは「保険契約（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号(ア)から(オ)までに該当したのが特約年金受取人のみであり、その特約年金受取人が特約年金の一部の受取人であるときは、保険契約のうちその受取人に支払われるべき特約年金に対応する部分とします。）」と読み替えます。
- (3) 第3項から第5項までの規定中、「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
- (4) 第4項の規定中、「保険契約の解約があったものとしたときに支払われる金額と同額の返還金」とあるのは、「特約年金の一括払が行なわれたものとしたときに支払われる金額と同額の返還金」と読み替えます。なお、特約年金の種類が終身年金のときは、会社が支払う返還金はありません。

27. 介護年金支払移行特約を付加した場合の特則

（介護年金支払移行特約を付加した場合の特則）

第40条 この保険契約に介護年金支払移行特約を付加した場合には、特約介護年金に移行した部分について、第18条（重大事由による解除）の規定をつぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1項第3号および第4号、第2項ならびに第5項の規定中、「死亡保険金受取人」とあるのは「特約介護年金受取人」と、「死亡保険金」とあるのは「特約介護年金」と読み替えます。
- (2) 第2項の規定中、「保険契約」とあるのは「保険契約（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号(ア)から(オ)までに該当したのが特約介護年金受取人のみであり、その特約介護年金受取人が特約介護年金の一部の受取人であるときは、保険契約のうちその受取人に支払われるべき特約介護年金に対応する部分とします。）」と読み替えます。
- (3) 第3項から第5項までの規定中、「保険契約者」とあるのは「特約介護年金受取人」と読み替えます。
- (4) 第4項の規定中、「保険契約の解約があったものとしたときに支払われる金額と同額の返還金」とあるのは「特約介護年金の一括払が行なわれたものとしたときに支払われる金額と同額の返還金」と読み替えます。なお、特約介護年金の種類が終身介護年金のときは、会社が支払う返還金はありません。

別表1 請求書類

(1) 死亡保険金の請求書類

項 目	必 要 書 類
死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡保険金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡保険金受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券
(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。 2. 会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。なお、この場合、請求を会社が受け付けた日を請求書類が会社の本社に到着した日とみなします。	

(2) その他の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	解約返還金	(1) 会社所定の解約返還金請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
2	死亡保険金受取人による保険契約の存続	(1) 会社所定の保険契約存続通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険契約の存続を申し出る死亡保険金受取人が保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類（ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は不要） (4) 保険契約の存続を申し出る死亡保険金受取人の印鑑証明書（ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は被保険者の印鑑証明書） (5) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
3	保険料の減額または第2保険期間死亡保険金額の減額	(1) 会社所定の減額請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
4	死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
5	遺言による死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（ただし、遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5) 保険証券
6	保険契約者の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
<p>(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。</p> <p>2. 会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。なお、この場合、請求を会社が受け付けた日を請求書類が会社の本社に到着した日とみなします。</p>		

保険料円貨払込特約（平準払用）条項 目次

この特約の概要

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の適用
- 第3条 保険料円換算額の算出に用いる為替レート
- 第4条 保険料の前納または同一月数分保険料の継続前納に関する取扱

- 第5条 特約の解約
- 第6条 特約の消滅とみなす場合
- 第7条 主契約が失効した場合の取扱
- 第8条 主約款の規定の準用
- 第9条 保険料円貨払込金額を固定する場合の特則

保険料円貨払込特約（平準払用）条項

（この特約の概要）

この特約は、円貨により金銭を払い込み、その金額を主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）における外貨建の保険料に充当する場合の取扱について定めたものです。

（特約の締結）

第1条 保険契約者は、主契約の締結の際または主契約の締結後において、会社の定める取扱範囲で、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

（特約の適用）

第2条 この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込にあたり、主契約における外貨建の保険料を円貨に換算した金額（以下「保険料円換算額」といいます。）により払い込むことができます。

（保険料円換算額の算出に用いる為替レート）

第3条 前条に規定する主契約における外貨建の保険料の円貨への換算には、つぎの各号に定める日（以下「換算基準日」といいます。また、その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直前のその金融機関の営業日とします。以下同じ。）における会社所定の為替レートを用いるものとします。

(1) 第1回保険料の換算基準日

主契約の契約日が属する月の前月末日

(2) 第2回以後の保険料の換算基準日

主約款に定める各払込期月の前月末日

2. 前項の会社所定の為替レートは、換算基準日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはありません。

3. 保険契約者から請求を受けた場合には、会社は、第1項の規定により円貨に換算した保険料円換算額を、遅滞なく保険契約者に通知します。

（保険料の前納または同一月数分保険料の継続前納に関する取扱）

第4条 この特約を付加した場合、主約款の規定にかかわらず、保険料の前納および同一月数分保険料の継続前納は取り扱いません。

（特約の解約）

第5条 保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

（特約の消滅とみなす場合）

第6条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

(1) 主契約が保険料の払込を要しなくなったとき

(2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき

(主契約が失効した場合の取扱)

第7条 この特約が付加されている主契約が失効した場合には、主約款に定める保険契約の失効による返還金は、主約款の規定により保険契約が効力を失った日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本条において同じ。）における会社所定の為替レートをを用いて円貨に換算して支払います。

2. 前項の会社所定の為替レートは、主約款の規定により保険契約が効力を失った日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(主約款の規定の準用)

第8条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(保険料円貨払込金額を固定する場合の特則)

第9条 保険契約者は、主契約の締結の際、会社の定める取扱範囲で、会社の承諾を得て、この特則を適用することで、保険契約者が円貨により払い込んだ金銭（以下「保険料円貨払込金額」といいます。）を外貨に換算し、主契約における外貨建の保険料に充当する取扱を行なうことができます。

2. この特則を適用した場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 主約款および第2条（特約の適用）の規定にかかわらず、保険契約者は、主契約の締結の際、主契約における外貨建の保険料にかえて、保険料円貨払込金額を定め、主契約の保険料を払い込む際に保険料円貨払込金額により払い込むものとします。

(2) 前号の場合、保険料円貨払込金額の払込の都度、第3条（保険料円換算額の算出に用いる為替レート）に定める換算基準日における会社所定の為替レートをを用いて、保険料円貨払込金額を外貨に換算した金額を主契約の保険料とします。この場合、主契約の保険料は変動します。

(3) 責任開始日から契約日の前日までの間に死亡保険金の支払事由が発生した場合の死亡保険金の支払額または免責事由に該当したことによって死亡保険金が支払われないときの返還金の額は、主約款の規定にかかわらず、保険料円貨払込金額と同額とします。この場合、第1回保険料円貨払込金額が払い込まれていないときは、会社は、その未払込保険料円貨払込金額を会社が支払うべき金額から差し引きます。

(4) 会社は、保険証券に外貨建の保険料にかえて保険料円貨払込金額を記載します。

(5) 主約款の規定により支払うべき金額から未払込保険料を差し引く場合、払込がなかった各保険料について、第3条に定める会社所定の為替レートをを用いて、差し引くべき外貨建の未払込保険料をそれぞれ計算します。

(6) 第3条第3項の規定は適用しません。

(7) 第4条（保険料の前納または同一月数分保険料の継続前納に関する取扱）の規定にかかわらず、主約款に定める保険料の前納または同一月数分保険料の継続前納の特則の規定を準用して、保険料円貨払込金額による保険料の前納または同一月数分保険料の継続前納を取り扱います。この場合、払い込まれた金額は保険料の払込に充当されるまでは円貨のまま積み立てられるものとします。また、前納された保険料の残額を払い戻すこととなる場合は、その円貨で積み立てられた金額の残額を払い戻します。

(8) 保険契約者は、主約款に定める保険料の減額の規定を準用して、保険料円貨払込金額を減額することができます。

(9) 第5条（特約の解約）の規定にかかわらず、この特則およびこの特約のみの解約は取り扱いません。

保険料換算為替レート円安保証特約（円高限度あり型）条項 目次

この特約の概要	第5条 保険料円貨払込金額を外貨に換算する際の為替レート保証
第1条 特約の締結	第6条 円高限度為替レート
第2条 特約の保険期間	第7条 特約の解約
第3条 主契約の第1回保険料の払込	第8条 特約の消滅とみなす場合
第4条 会社の責任開始期および契約日	第9条 主約款の規定の準用

保険料換算為替レート円安保証特約（円高限度あり型）条項

（この特約の概要）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に保険料円貨払込特約（平準払用）が付加されており保険料円貨払込金額を固定する場合の特則を適用し、保険契約者が保険料円貨払込金額を払い込む場合に、その保険料円貨払込金額を外貨に換算する際の為替レートについて、円安に対して最低保証を行ないつつ、円高に対して一定程度追随する取扱いについて定めたものです。

（特約の締結）

第1条 保険契約者は、主契約の締結の際または主契約の締結後において、会社の定める取扱範囲で、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

2. 前項の場合、この特約の付加日は、主契約の締結の際に付加したときは主契約の契約日、これ以外の時期に付加したときは会社がこの特約の付加の申込を承諾した日の属する月の翌月の主契約の月単位の契約応当日とします。

（特約の保険期間）

第2条 この特約の保険期間は、この特約の付加日から主契約の保険料払込期間の満了日を限度とし、会社の定める取扱範囲で定めます。

（主契約の第1回保険料の払込）

第3条 この特約を主契約の締結の際に付加する場合、保険契約者は、主契約の第1回保険料（第1回保険料充当金を含みます。）について、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、つぎのいずれかの保険料の払込方法（経路）により払い込むことを要します。

- (1) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
- (2) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法

（会社の責任開始期および契約日）

第4条 前条の場合、主約款の規定にかかわらず、会社は、つぎの時からこの特約を付加した主契約の保険契約上の責任を負います。

- (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
 - (2) 第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料充当金を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
2. 第1回保険料（第1回保険料充当金を含みます。）が前条第2号の方法により払い込まれた場合には、会社は、指定カードの有効性等の確認を行なったうえで、指定カードによる保険料の払込を承諾した時を、前項第1号に定める第1回保険料を受け取った時または第2号に定める第1回保険料充当金を受け取った時とします。
3. 前2項の規定により会社の責任が開始される日の翌月1日を契約日とします。

（保険料円貨払込金額を外貨に換算する際の為替レート保証）

第5条 この特約を付加した場合には、主約款および保険料円貨払込特約（平準払用）条項の規定にかかわらず、この特約の保険期間中における主契約の保険料期間に対応する毎月の保険料円貨払込金額を外貨に換算する際、つぎの各号のうちいずれか円高となる為替レートをを用います。ただし、その為替レートが次条に定める円高限度為替レートより円高となる場合は、円高限度為替レートをを用います。

- (1) 最低保証為替レート
- (2) 保険料円貨払込特約（平準払用）条項に定める毎月の保険料円貨払込金額を外貨に換算する際に用いる会社所定の為替レート
2. 前項第1号の最低保証為替レートは、会社が第1回保険料（第1回保険料充当金を含みます。）を受け取った時の属する日（以下「第1回保険料受領日」といいます。）の翌日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。ただし、その営業日が主契約の契約日以後となる場合には、第1回保険料受領日の属する月におけるその金融機関の最終営業日とします。）における会社所定の為替レートとします。
3. 前項の規定にかかわらず、第1回保険料受領日の翌日が主契約の契約日となる場合は、第1項第1号の最低保証為替レートは、第1回保険料受領日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、第1回保険料受領日の属する月におけるその金融機関の最終営業日とします。）における会社所定の為替レートとします。
4. 前2項の会社所定の為替レートは、前2項に定める日における会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはありません。
5. 第2項および第3項の規定にかかわらず、この特約を主契約の締結の際以外の時期に付加した場合は、第1項第1号の最低保証為替レートは、保険料円貨払込特約（平準払用）条項に定める毎月の保険料円貨払込金額を外貨に換算する際に用いる会社所定の為替レートのうち、この特約の付加日の属する月の主契約の保険料期間に対応する為替レートとします。
6. 会社は、最低保証為替レートを保険契約者に書面によって通知します。

（円高限度為替レート）

第6条 会社は、この特約の締結の際、会社の定める方法により、円高限度為替レートを設定するものとします。

2. 会社は、円高限度為替レートを保険契約者に書面によって通知します。

（特約の解約）

第7条 この特約のみの解約はできません。

（特約の消滅とみなす場合）

第8条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) この特約の保険期間が満了したとき
- (2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき

（主約款の規定の準用）

第9条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

円貨支払特約条項 目次

この特約の概要

- 第1条 特約の適用
- 第2条 年金を支払う場合の取扱
- 第3条 死亡給付金等を支払う場合の取扱
- 第4条 年金原資額の一部支払および第2保険期間移行日における積立金額の一部支払の場合の取扱
- 第5条 解約返還金を支払う場合の取扱
- 第6条 繰上げ年金開始により年金を支払う場合の取扱
- 第7条 更新時差額返還金を支払う場合の取扱
- 第8条 その他の返還金を支払う場合の取扱
- 第9条 主約款の規定の準用
- 第10条 主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則
- 第11条 主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則

- 第12条 通貨指定型個人年金保険（16）に付加した場合の特則
- 第13条 年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合の特則
- 第14条 主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合の特則
- 第15条 主契約に死亡保障抑制期間中死亡時円貨支払額最低保証特約等が付加されている場合の特則
- 第16条 生存給付金付養老保険（通貨指定型）に付加した場合の特則
- 第17条 予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）に付加した場合の特則
- 第18条 主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合の特則
- 第19条 積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）に付加した場合の特則
- 第20条 主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合の取扱

円貨支払特約条項

（この特約の概要）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）および主契約に付加されている特約における外貨建の年金、死亡給付金または死亡保険金（以下「死亡給付金等」といいます。）および解約返還金等を円貨により支払う場合の取扱について定めたものです。

（特約の適用）

第1条 この特約は、主契約および主契約に付加されている特約における外貨建の年金、死亡給付金等および解約返還金等を円貨により支払う場合に適用します。

（年金を支払う場合の取扱）

- 第2条 第1回の年金の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の通貨に関する規定にかかわらず、年金を円貨により支払います。この場合、以後外貨により年金を支払うことはありません。
2. 前項の場合、主約款の規定にかかわらず、年金額は、年金支払開始日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて年金原資額を円貨に換算した金額（以下「円換算年金原資額」といいます。）をもとに、年金支払開始日におけるこの特約を適用した場合の会社の定める率により計算した金額とします。
 3. 前項の会社所定の為替レートは、年金支払開始日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
 4. つぎの各号の場合には、年金の支払を行わず、円換算年金原資額を保険契約者に支払います。
 - (1) 第2項の規定により計算された年金額が会社の定める金額に満たないとき。

(2) 年金の種類が確定年金の場合で、年金支払期間中に支払われるべき円貨の年金の合計額が円換算年金原資額に満たないとき。

5. 第2項の規定により計算された年金額が会社の定める金額をこえることとなる場合には、円換算年金原資額のうちそのこえる部分に対応する金額を保険契約者に支払います。

(死亡給付金等を支払う場合の取扱)

第3条 死亡給付金等の請求に際して、死亡給付金等の受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、死亡給付金等を円貨により支払います。

2. 前項の場合、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートをを用いて死亡給付金等を円貨に換算します。

3. 前項の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(年金原資額の一部支払および第2保険期間移行日における積立金額の一部支払の場合の取扱)

第4条 年金支払開始日における年金原資額の一部支払または第2保険期間移行日における積立金額の一部支払の請求に際して、主約款においてこれらの請求ができる者として定められている者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、年金原資額または第2保険期間移行日の前日末の積立金額を円貨により支払います。

2. 前項の場合、年金支払開始日もしくは第2保険期間移行日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートをを用いて年金原資額または第2保険期間移行日の前日末の積立金額を円貨に換算します。

3. 前項の会社所定の為替レートは、年金支払開始日もしくは第2保険期間移行日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(解約返還金を支払う場合の取扱)

第5条 主契約および特約の解約または基本保険金額の減額の請求に際して、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、解約返還金（減額の場合の返還金を含みます。以下本条において同じ。）を円貨により支払います。

2. 前項の場合、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートをを用いて解約返還金を円貨に換算します。

3. 前項の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(繰上げ年金開始により年金を支払う場合の取扱)

第6条 繰上げ年金開始による第1回の年金の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、年金を円貨により支払います。この場合、以後外貨により年金を支払うことはありません。

2. 前項の場合、主約款の規定にかかわらず、年金額は、繰上げ後の年金支払開始日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートをを用いて繰上げ後の年金支払開始日の前日における解約返還金額を円貨に換算した金額（以下「繰上げ年金開始時の円換算年金原資額」といいます。）をもとに、繰上げ後の年金支払開始日におけるこの特約を適用した場合の会社の定める率により計算した金額とします。

3. 前項の会社所定の為替レートは、繰上げ後の年金支払開始日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とし

ます。)を下回ることはありません。

4. つぎの各号の場合には、繰上げ年金開始は行ないません。この場合、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。
 - (1) 第2項の規定により計算された年金額が会社の定める金額に満たないとき。
 - (2) 年金の種類が確定年金の場合で、年金支払期間中に支払われるべき円貨の年金の合計額が繰上げ年金開始時の円換算年金原資額に満たないとき。
5. 第2項の規定により計算された年金額が会社の定める金額をこえることとなる場合には、繰上げ年金開始時の円換算年金原資額のうちそのこえる部分に対応する金額を保険契約者に支払います。

(更新時差額返還金を支払う場合の取扱)

- 第7条 主約款の規定により積み立てられている更新時差額返還金の請求に際して、保険契約者(死亡保険金とともに支払われる場合については死亡保険金受取人とします。)から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、更新時差額返還金を円貨により支払います。
2. 前項の場合、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。)における会社所定の為替レートを用いて更新時差額返還金を円貨に換算します。
 3. 前項の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

(その他の返還金を支払う場合の取扱)

- 第8条 主約款の規定により、積立金その他の返還金(以下「その他の返還金」といいます。)を払い戻す場合に、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、その他の返還金を円貨により支払います。
2. 前項の場合、その支払日における会社所定の為替レートを用いてその他の返還金を円貨に換算します。
 3. 前項の会社所定の為替レートは、その他の返還金の支払日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

(主約款の規定の準用)

- 第9条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則)

- 第10条 主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 第1回の特約年金の請求に際して、特約年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、特約年金を円貨により支払います。この場合、以後外貨により特約年金を支払うことはありません。
 - (2) 前号の場合、死亡給付金等の年金払特約条項第2条(特約年金の支払)第2項の規定にかかわらず、特約年金額は、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下第4号において同じ。)における会社所定の為替レートを用いて主約款および各特約条項の規定により支払われることとなる死亡給付金等を円貨に換算した金額(以下「円換算死亡給付金額等」といいます。)をもとに、第1回の特約年金の支払日におけるこの特約を適用した場合の会社の定める率により計算した金額とします。ただし、特約年金受取人が2人以上であるときは、各特約年金受取人について、死亡給付金等の受取割合に応じて計算された金額をもとに、それぞれ特約年金額を定めます。
 - (3) 前号の規定により計算された特約年金額が会社の定める金額に満たないときは、第1号の規定にかかわらず、会社は、円換算死亡給付金額等(特約年金受取人が2人以上であるときは、円換算死亡給付金額等のうちその特約年金を受け取るべき特約年金受取人に対応する金額とします。)を一時に支払います。この場合、死亡給付金等の年金払特約(特約年金受取人が2人以上であるときは、当該特約年金受取人に対応する部分とします。)は、消滅します。
 - (4) 第2号の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の

- 変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。
2. この特約を定期支払金付積立利率変動型終身保険（通貨指定型）もしくは年金原資保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合またはこの特約とあわせて主契約に積立金の規則的引出特約が付加されている場合で、死亡給付金等の支払事由が生じた後に支払われた定期支払金、定期給付金、運用成果払出金または規則的引出金があるときには、前項に定める会社所定の為替レートをを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額から主約款または特約条項の規定に定めるその定期支払金、定期給付金、運用成果払出金または規則的引出金の額を差し引いた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、前項の規定を適用します。
 3. この特約とあわせて主契約に定期支払金の分割払特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 定期支払金の分割払特約条項の規定による支払事由の生じた定期支払金の未払分割払金がある場合には、第1項に定める会社所定の為替レートをを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額に特約条項の規定に定めるその未払分割払金の現価の全額を加えた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。
 - (2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に到来する定期支払日における定期支払金について支払われた分割払金がある場合には、第1項に定める会社所定の為替レートをを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額から特約条項の規定に定めるその分割払金額を差し引いた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。
 4. この特約を積立利率変動型終身保険（米ドル建）、積立利率変動型終身保険（ユーロ建）または積立利率変動型終身保険（豪ドル建）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 主約款の規定により更新時差額返還金が積み立てられている場合には、第1項に定める会社所定の為替レートをを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額にその更新時差額返還金の全額を加えた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。
 - (2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に積立利率保証期間更新日が到来して更新時差額返還金があった場合で、保険契約者からの請求によりその更新時差額返還金が支払われたときには、第1項に定める会社所定の為替レートをを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額から主約款の規定に定めるその更新時差額返還金の額を差し引いた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。
 5. この特約とあわせて主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合で、生存給付金の円換算額上限設定特約条項に定める特約の型がA型かつ同特約条項の規定により繰越準備金が積み立てられているときには、生存給付金の円換算額上限設定特約条項第9条（主契約に円貨支払特約が適用される場合の特則）に定める死亡保険金の額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。
 6. この特約とあわせて主契約に目標値到達時円貨建生存給付金付終身保険移行特約が付加されている場合で、死亡給付金等の支払事由が生じた後に主契約が円貨建の生存給付金付終身保険に移行し、支払われた移行時差額返還金があるときには、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 主約款および各特約条項の規定により支払われることとなる死亡給付金等の額を第1項に定める会社所定の為替レートをを用いて円貨に換算した金額からその移行時差額返還金の額を差し引いた額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。
 - (2) この特約とあわせて主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合で、生存給付金の円換算額上限設定特約条項に定める特約の型がA型かつ同特約条項の規定により繰越準備金が積み立てられているときには、前号の規定にかかわらず、生存給付金の円換算額上限設定特約条項第9条に定める死亡保険金の額からその移行時差額返還金の額を差し引いた額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。

（主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則）

第11条 主契約に運用期間中年金支払移行特約または年金支払移行特約とあわせてこの特約を付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1回の特約年金の請求に際して、特約年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、特約年金を円貨により支払います。この場合、以後外貨により特約年金を支払うことはありません。
- (2) 前号の場合、運用期間中年金支払移行特約条項第3条（特約年金額の計算）または年金支払移行特約条項第3条（特約年金額の計算）の規定にかかわらず、特約年金額は、特約年金支払開始日（その日が、

会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次号において同じ。)における会社所定の為替レートを用いて特約年金原資額を円貨に換算した金額(以下「円換算特約年金原資額」といいます。)をもとに、特約年金支払開始日におけるこの特約を適用した場合の会社の定める率により計算した金額とします。

(3) 前号の会社所定の為替レートは、特約年金支払開始日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

(4) つぎの(ア)および(イ)の場合には、この特約の適用は行ないません。この場合、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

(ア) 第2号の規定により計算された特約年金額が会社の定める金額に満たないとき。

(イ) 年金支払期間中に支払われるべき円貨の特約年金の合計額が円換算特約年金原資額に満たないとき。

2. この特約とあわせて主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合で、生存給付金の円換算額上限設定特約条項に定める特約の型がA型かつ同特約条項の規定により繰越準備金が積み立てられているときには、特約年金支払開始日の前日における主契約の解約返還金を前項に定める会社所定の為替レートを用いて円貨に換算した金額に特約年金支払開始日の前日における繰越準備金を加えた額を円換算特約年金原資額とし、前項の規定を適用します。

(通貨指定型個人年金保険(16)に付加した場合の特則)

第12条 この特約を通貨指定型個人年金保険(16)に付加した場合には、第2条(年金を支払う場合の取扱)の規定は適用しません。

2. この特約を通貨指定型個人年金保険(16)に付加した場合には、前条までに定めるほか、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 年金(支払額が死亡時保証金額である場合に限り)の支払の請求または年金の一括払の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、死亡時保証金額または年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。この場合、つぎの(ア)および(イ)のとおり取り扱います。

(ア) 請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(イ)において同じ。)における会社所定の為替レートを用いて死亡時保証金額または年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。

(イ) 前(ア)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

(2) 死亡時増額期間満了時における未払年金の現価の一時支払の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、死亡時増額期間満了時における未払年金の現価を円貨により支払います。この場合、つぎの(ア)および(イ)のとおり取り扱います。

(ア) 死亡時増額期間の満了日の翌日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(イ)において同じ。)における会社所定の為替レートを用いて死亡時増額期間満了時における未払年金の現価を円貨に換算します。

(イ) 前(ア)の会社所定の為替レートは、死亡時増額期間の満了日の翌日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

(年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険(通貨指定型)に付加した場合の特則)

第13条 この特約を年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険(通貨指定型)に付加した場合には、第2条(年金を支払う場合の取扱)および第11条(主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則)の規定は適用しません。

2. この特約を年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険(通貨指定型)に付加した場合には、前条までに定めるほか、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 年金(支払額が残余年金支払期間の未払年金の現価である場合に限り)の支払の請求または年金

の一括払の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、残余年金支払期間の未払年金の現価または年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。

(2) 前号の場合、つぎの(ア)および(イ)のとおり取り扱います。

(ア) 請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

以下(イ)において同じ。）における会社所定の為替レートをを用いて残余年金支払期間の未払年金の現価または年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。

(イ) 前(ア)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

3. この特約を運用期間中年金支払移行特約または年金支払移行特約が付加されている年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）にあわせて付加した場合には、特約年金（支払額が残余年金支払期間の未払特約年金の現価である場合に限り、）の支払の請求または特約年金の一括払の請求について、前項の規定を準用します。

（主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合の特則）

第14条 主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合には、第3条（死亡給付金を支払う場合の取扱）第1項、第8条（その他の返還金を支払う場合の取扱）第1項、第10条（主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則）第1項第1号および第11条（主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則）の規定は、「主約款」を「主約款および定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項」と読み替えて適用し、第5条（解約返還金を支払う場合の取扱）第1項の規定は、「基本保険金額」を「基本保険金額もしくは移行後基本保険金額」と読み替えて適用します。

2. 前項の規定にかかわらず、この特約を年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合には、前条の規定により第11条の規定は適用しません。

（主契約に死亡保障抑制期間中死亡時円貨支払額最低保証特約等が付加されている場合の特則）

第15条 主契約に死亡保障抑制期間中死亡時円貨支払額最低保証特約または保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約が付加されている場合には、第3条（死亡給付金等を支払う場合の取扱）および第10条（主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則）の規定は適用しません。

（生存給付金付養老保険（通貨指定型）に付加した場合の特則）

第16条 この特約を生存給付金付養老保険（通貨指定型）に付加した場合には、第2条（年金を支払う場合の取扱）の規定は適用しません。

2. この特約を生存給付金付養老保険（通貨指定型）に付加した場合には、前条までに定めるほか、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 遺族年金の一括払の請求に際して、遺族年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、遺族年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。

(2) 前号の場合、つぎの(ア)および(イ)のとおり取り扱います。

(ア) 請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

以下(イ)において同じ。）における会社所定の為替レートをを用いて遺族年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。

(イ) 前(ア)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）に付加した場合の特則）

第17条 この特約を予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 主約款の規定により、死亡保険金を支払う際に死亡保険金とともに死亡保険金受取人に払い戻される

返還金について、第3条（死亡給付金等を支払う場合の取扱）の規定を準用します。

- (2) 第5条（解約返還金を支払う場合の取扱）第1項の規定は、「基本保険金額の減額」を「保険料の減額もしくは第2保険期間死亡保険金額の減額」と、「解約返還金（減額の場合の返還金を含みます。以下本条において同じ。）」を「解約返還金（減額の場合の返還金を含み、解約返還金とともに支払われる返還金も含みます。以下本条において同じ。）」と読み替えて適用します。
- (3) 前条までに定めるほか、保険契約の失効による返還金について、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 保険契約の失効による返還金の請求に際して、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、当該返還金を円貨により支払います。
- (イ) 前(ア)の場合、主約款の規定により保険契約が効力を失った日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号において同じ。）における会社所定の為替レートをを用いて当該返還金を円貨に換算します。
- (ウ) 前(イ)の会社所定の為替レートは、主約款の規定により保険契約が効力を失った日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
- (4) この特約を保険料円貨払込特約（平準払用）が付加されている予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）にあわせて付加した場合には、第2号の規定にかかわらず、第5条第1項の規定は、「基本保険金額の減額」を「保険料もしくは保険料円貨払込金額の減額もしくは第2保険期間死亡保険金額の減額」と、「解約返還金（減額の場合の返還金を含みます。以下本条において同じ。）」を「解約返還金（減額の場合の返還金を含み、解約返還金とともに支払われる返還金も含みます。以下本条において同じ。）」と読み替えて適用します。
- (5) この特約を年金支払移行特約（平準払用）が付加されている予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）にあわせて付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 第8条（その他の返還金を支払う場合の取扱）第1項の規定は、「主約款の規定」を「主約款または年金支払移行特約（平準払用）条項の規定」と、「保険契約者」を「保険契約者または特約年金受取人」と読み替えて適用します。
- (イ) 前条までに定めるほか、特約年金（支払額が残余年金支払期間の未払特約年金の現価、残余保証期間の未払特約年金の現価または死亡時保証金額である場合に限り、）の支払の請求または特約年金の一括払の請求に際して、特約年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、残余年金支払期間の未払特約年金の現価、残余保証期間の未払特約年金の現価もしくは死亡時保証金額または特約年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。
- (ウ) 前(イ)の場合、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号において同じ。）における会社所定の為替レートをを用いて、残余年金支払期間の未払特約年金の現価、残余保証期間の未払特約年金の現価もしくは死亡時保証金額または特約年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。
- (エ) 前(ウ)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合の特則）

第18条 主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1回の特約介護年金の請求に際して、特約介護年金受取人（特約介護年金受取人に特約介護年金の請求を自ら行なうことができない特別な事情がある場合には介護年金支払移行特約条項に定める代理人とします。）から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、特約介護年金を円貨により支払います。この場合、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 特約介護年金額の計算においては、第11条（主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則）第1項第2号および同条同項第3号の規定を準用します。
- (イ) 前(ア)の規定により計算された特約基本介護年金額が会社の定める金額に満たない場合には、この特約の適用は行ないません。この場合、会社は、その旨を特約介護年金受取人に書面によって通知します。
- (ウ) 前(ア)の規定により計算された特約基本介護年金額が会社の定める金額をこえることとなる場合には、円換算特約介護年金原資額のうちそのこえる部分に対応する金額を特約介護年金受取人に支払い

ます。

- (I) この特約とあわせて主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合で、生存給付金の円換算額上限設定特約条項に定める特約の型がA型かつ同特約条項の規定により繰越準備金が積み立てられているときには、第11条第2項の規定を準用します。
- (2) 第1回の特約介護年金の請求後、特約介護年金（支払額が残余保証期間の未払特約介護年金の現価または死亡時保証金額である場合に限り、）の支払の請求または特約介護年金の一括払の請求に際して、特約介護年金受取人（特約介護年金受取人に特約介護年金の請求を自ら行なうことができない特別な事情がある場合には介護年金支払移行特約条項に定める代理人とします。）から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、残余保証期間の未払特約介護年金の現価もしくは死亡時保証金額または特約介護年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。この場合、前条第5号の規定を準用します。
- (3) 第8条（その他の返還金を支払う場合の取扱）第1項の規定は、「主約款の規定」を「主約款または介護年金支払移行特約条項の規定」と、「保険契約者」を「保険契約者または特約介護年金受取人（特約介護年金受取人に特約介護年金の請求を自ら行なうことができない特別な事情がある場合には介護年金支払移行特約条項に定める代理人とします。）」と読み替えて適用します。
- (4) 介護年金支払移行特約とあわせて主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合には、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 第1号および第2号の規定は、「主約款」を「主約款または定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項」と読み替えて適用します。
- (イ) 第14条（主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合の特則）第1項および前号の規定にかかわらず、第8条第1項の規定は、「主約款の規定」を「主約款または定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項もしくは介護年金支払移行特約条項の規定」と、「主約款の通貨」を「主約款または定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項の通貨」と、「保険契約者」を「保険契約者または特約介護年金受取人（特約介護年金受取人に特約介護年金の請求を自ら行なうことができない特別な事情がある場合には介護年金支払移行特約条項に定める代理人とします。）」と読み替えて適用します。

（積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）に付加した場合の特則）

第19条 この特約を積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（死亡給付金等を支払う場合の取扱）および第10条（主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則）の規定は、認知症介護保険金を支払う場合に準用します。
- (2) 前号の場合で主契約の規定により認知症介護保険金について代理請求が行なわれるときは、第3条の規定は、「死亡給付金等の受取人」を「主約款に定める代理人」と、第10条の規定は、「特約年金受取人」を「主約款に定める代理人」と読み替えて適用します。

（主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合の取扱）

第20条 主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合で、生存給付金の円換算額上限設定特約条項の規定により、最終回の生存給付金支払日に対象額から上限額指定通貨換算額を差し引いた金額を支払う際に、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときは、当該金額を円貨により支払います。この場合、第8条（その他の返還金を支払う場合の取扱）の規定を準用します。

目標値到達時円貨建終身保険移行特約（平準払用）条項 目次

この特約の概要

- 第1条 特約の締結
- 第2条 主契約の円貨建の終身保険への移行
- 第3条 目標値の指定および変更
- 第4条 移行後基本保険金額
- 第5条 円貨建移行日以後の取扱
- 第6条 特約の解約

- 第7条 特約の消滅とみなす場合
- 第8条 年齢の計算
- 第9条 主約款の規定の準用
- 第10条 主契約の第2保険期間死亡保険金額の減額が行なわれた場合の取扱
- 第11条 主契約に年金支払移行特約（平準払用）が付加された場合の特則
- 第12条 主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合の特則

目標値到達時円貨建終身保険移行特約（平準払用）条項

（この特約の概要）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の所定の期間において、この特約の付加日における主契約の解約返還金額の円換算額に対する主契約の解約返還金額の円換算額の割合が保険契約者が指定した目標値に到達したときに、主契約を円貨建の終身保険に移行させることを目的としたものです。

（特約の締結）

- 第1条 保険契約者は、主契約の保険料払込期間満了日の翌日以後、会社の定める範囲で、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。
2. 前項の場合、この特約の付加日は、主契約の保険料払込期間満了日の翌日に付加したときは保険料払込期間満了日の翌日、これ以外の時期に付加したときは会社がこの特約の付加の申込を承諾した日とします。

（主契約の円貨建の終身保険への移行）

- 第2条 この特約を付加した主契約は、次項に定める判定期間の各日（会社の営業日で会社が指標として指定する金融機関が対顧客電信買相場（TTB）を公示している日に限ります。）において、第3項に定める判定基準金額に対する主契約の解約返還金額の円換算額の割合が第3条（目標値の指定および変更）の規定により保険契約者が指定した目標値に到達した場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、その到達した日（以下「到達判定日」といいます。）の翌日（以下「円貨建移行日」といいます。）に円貨建の終身保険に移行します。
2. 前項の判定期間は、主契約の保険料払込期間満了日の翌日の3か月後における主契約の月単位の契約応当日（この特約を主契約の保険料払込期間満了日の翌日の3か月後における主契約の月単位の契約応当日後に主契約に付加したときは、この特約の付加日とします。）から終身とします。
3. 第1項の判定基準金額は、この特約の付加日における主契約の解約返還金額を判定基準為替レートを用いて円貨に換算した金額とします。この場合、判定基準為替レートは、この特約の付加日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはありません。
4. 第1項の主契約の解約返還金額の円換算額は、解約返還金額を目標値判定為替レートを用いて円貨に換算した金額とします。この場合、目標値判定為替レートは、円貨に換算する日における会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
5. 第1項および前項の規定にかかわらず、将来の外国為替情勢の変化等により対顧客電信買相場（TTB）が消滅したとき等、対顧客電信買相場（TTB）を用いることが適切でない特別な事情が生じた場合には、会社は、第1項および前項に定める対顧客電信買相場（TTB）について、異なる為替レートに変更することがあります。この場合、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。
6. 円貨建の終身保険に移行したときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

（目標値の指定および変更）

第3条 保険契約者は、この特約の締結の際、会社の定める範囲で、目標値を判定基準金額に対する主契約の解約返還金額の円換算額の割合により指定するものとします。

2. 保険契約者は、到達判定日までに限り、会社の定める範囲で、目標値を変更することができます。この場合、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

（移行後基本保険金額）

第4条 会社は、円貨建移行日に、会社の定める方法により、到達判定日における主契約の解約返還金額の円換算額をもとに、円貨建移行日における会社の定める率により計算した金額を移行後基本保険金額として定めます。この場合、第8条（年齢の計算）の規定により定める円貨建移行日における被保険者の年齢をもとに計算します。

2. 会社は、移行後基本保険金額を保険契約者に書面によって通知します。

3. 移行後基本保険金額は会社の定める金額を限度とし、その限度をこえることとなる場合には、そのこえる部分に対応する到達判定日における主契約の解約返還金額の円換算額を保険契約者に支払います。

（円貨建移行日以後の取扱）

第5条 第2条（主契約の円貨建の終身保険への移行）の規定により円貨建の終身保険に移行した場合は、円貨建移行日以後、主約款の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

(1) 通貨の種類は円貨とし、主契約にかかわる金銭の支払は、円貨をもって行ないます。

(2) 死亡保険金の支払事由は被保険者が死亡したときとし、死亡保険金額はつぎのとおりとします。

(ア) 円貨建移行日の2年後の年単位の応当日（以下「移行後保障増額日」といいます。）の前日までは、被保険者が死亡した時の責任準備金額

(イ) 移行後保障増額日以後は、被保険者が死亡した時の移行後基本保険金額

(3) 死亡保険金の免責事由に該当した場合はつぎのとおり取り扱います。

(ア) 死亡保険金が支払われない場合の保険契約者への支払額は、被保険者が死亡した時の責任準備金額（死亡保険金の一部が支払われない場合は、支払われない部分に対応する責任準備金額とします。）とします。

(イ) 死亡保険金を削減した場合の支払額は、被保険者が死亡した時の責任準備金額を下回らないこととします。

(4) 解約返還金額は経過に応じて計算します。

2. 保険契約者は、会社の定める範囲で、将来に向って、移行後基本保険金額を減額することができます。この場合、つぎのとおりとします。

(1) 減額後の移行後基本保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

(2) 移行後基本保険金額の減額をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

(3) 移行後基本保険金額を減額したときは、減額分は解約したものと取り扱います。この場合、減額分の返還金額は、前項第4号の規定に準じて計算した金額とします。

(4) 本項の規定により、移行後基本保険金額の減額が行なわれたときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

(5) 主約款の死亡保険金受取人による保険契約の存続の規定は、移行後基本保険金額の減額について準用します。

3. 第2条の規定により円貨建の終身保険に移行した場合は、円貨建移行日以後、主約款に定めるつぎの各号の規定は適用しません。

(1) 第1 保険期間および第2 保険期間に関する規定

(2) 基準利率および予定利率に関する規定

（特約の解約）

第6条 保険契約者は、到達判定日までに限り、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。この場合、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

（特約の消滅とみなす場合）

第7条 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

(年齢の計算)

第8条 この特約を付加した場合の被保険者の年齢の計算については、主約款の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。

- (1) 円貨建移行日における被保険者の年齢（以下「円貨建移行後年齢」といいます。）は、円貨建移行日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
- (2) 円貨建移行日後の被保険者の年齢は、前号の円貨建移行後年齢に、円貨建移行日の年単位の応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(主約款の規定の準用)

第9条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(主契約の第2保険期間死亡保険金額の減額が行なわれた場合の取扱)

第10条 この特約が主契約に付加された後に主契約の第2保険期間死亡保険金額を減額した場合には、判定基準金額については、減額前の主契約の第2保険期間死亡保険金額と減額後の主契約の第2保険期間死亡保険金額の割合と同一割合で減額した金額とします。

(主契約に年金支払移行特約（平準払用）が付加された場合の特則)

第11条 この特約が付加されている主契約（この特約により円貨建の終身保険に移行する前の保険契約である場合に限り）に年金支払移行特約（平準払用）が付加された場合には、この特約は消滅したものとみなします。

(主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合の特則)

第12条 この特約が付加されている主契約（この特約により円貨建の終身保険に移行する前の保険契約である場合に限り）に介護年金支払移行特約があわせて付加されており、主契約の全部が特約介護年金に移行した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

別表1 請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	目標値の変更	(1) 会社所定の目標値の変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
2	移行後基本保険金額の減額	(1) 会社所定の移行後基本保険金額の減額請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
3	特約の解約	(1) 会社所定の特約の解約請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
<p>(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。</p> <p>2. 会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。なお、この場合、請求を会社が受け付けた日を請求書類が会社の本社に到着した日とみなします。</p>		

年金支払移行特約（平準払用）条項 目次

この特約の概要	第9条 特約年金受取人
第1条 用語の意義	第10条 遺言による特約年金受取人の変更
第2条 特約の締結	第11条 後継特約年金受取人
第3条 特約年金額の計算	第12条 遺言による後継特約年金受取人の指定または変更
第4条 特約年金の種類	第13条 年齢の計算
第5条 特約年金の支払および免責	第14条 解約の取扱
第6条 特約年金の一括払	第15条 時効
第7条 特約年金の継続支払	第16条 主約款の規定の準用
第8条 特約年金の請求、支払時期および支払場所	第17条 特約年金支払開始日等の特別取扱の特別

年金支払移行特約（平準払用）条項

（この特約の概要）

この特約は、すでに締結されている主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）について、年金支払に移行することを目的としたものです。

（用語の意義）

第1条 この特約条項において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

(1) 「特約年金支払開始日」

「特約年金支払開始日」は、会社がこの特約の付加の申込を会社の本社または会社の指定した場所で受け付けた日の翌日とします。

(2) 「特約年金支払日」

「特約年金支払日」とは、第1回の特約年金については特約年金支払開始日をいい、第2回以後の特約年金については、特約年金支払開始日の年単位の応当日をいいます。

（特約の締結）

第2条 保険契約者は、主契約の保険料払込期間満了日の翌日以後、会社の定める取扱範囲で、この特約を主契約に付加して締結することができます。

2. 特約年金支払開始日以後は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める死亡保険金はありません。

3. つぎの各号の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者は、この特約を締結することはできません。

(1) 次条の規定により計算される特約年金額が、会社の定める金額に満たないとき。

(2) 特約年金の種類が確定年金の場合で、年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還金額に満たないとき。

4. 会社は、この特約が付加されたときに、年金証書を作成して特約年金受取人に交付します。

（特約年金額の計算）

第3条 前条の規定によりこの特約を締結したときは、会社の定める方法により、特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還金額（以下「特約年金原資額」といいます。）をもとに、特約年金支払開始日における会社の定める率により特約年金額を定めます。

2. 特約年金額は会社の定める金額を限度とし、その限度をこえることとなる場合には、特約年金原資額のうちそのこえる部分に対応する金額を特約年金支払開始日に保険契約者に支払います。この場合、特約年金原資額は、前項に定める特約年金原資額からその支払額を差し引いた金額に改めます。

（特約年金の種類）

第4条 特約年金の種類はつぎのとおりとし、特約締結の際、会社の定める範囲で、保険契約者が指定するもの

とします。

- (1) 確定年金
- (2) 保証期間付終身年金
- (3) 死亡時保証金額付終身年金
- (4) 終身年金

(特約年金の支払および免責)

第5条 特約年金は、前条の規定により保険契約者が指定した特約年金の種類に応じて、つぎのとおりとします。

特約年金の種類	支払額	受取人	特約年金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても特約年金を支払わない場合
確定年金	特約年金額	特約年金受取人	被保険者が年金支払期間中の特約年金支払日に生存しているとき	—
	残余年金支払期間の未払特約年金の現価		被保険者が年金支払期間中の最後の特約年金支払日前に死亡したとき	
保証期間付終身年金	特約年金額		被保険者が特約年金支払日に生存しているとき	—
	残余保証期間の未払特約年金の現価		被保険者が保証期間中の最後の特約年金支払日前に死亡したとき	
死亡時保証金額付終身年金	特約年金額	被保険者が特約年金支払日に生存しているとき	—	
	特約年金原資額からすでに支払われた特約年金の合計額を差し引いた金額（以下「死亡時保証金額」といいます。）	特約年金支払開始日から、被保険者が生存していたときに支払われる特約年金の合計額が初めて特約年金原資額以上となる特約年金支払日の前日までの期間（以下「死亡時保証期間」といいます。）中に、被保険者が死亡したとき		特約年金受取人の故意により左記の支払事由が生じたとき
終身年金	特約年金額		被保険者が特約年金支払日に生存しているとき	—

2. 会社は、特約年金を支払うときに主契約について未払込保険料があるときは、特約年金から差し引きます。
3. 特約年金受取人と被保険者が同一の場合で、第1項の規定により、未払特約年金の現価または死亡時保証金額を支払うときは、第11条（後継特約年金受取人）および第12条（遺言による後継特約年金受取人の指定または変更）の規定により定める後継特約年金受取人に支払います。
4. 特約年金の種類が死亡時保証金額付終身年金の場合で、特約年金受取人が故意に被保険者を死亡させたこと（特約年金受取人と被保険者が同一の場合で被保険者が自殺したときを除きます。）によって、特約年金が支払われないときは、会社は、被保険者が死亡した日に特約年金の一括払が行なわれた場合の支払額と同額の返還金を特約年金受取人に支払います。

(特約年金の一括払)

第6条 特約年金受取人は、確定年金においては、年金支払期間の最後の特約年金支払日前に限り、将来の特約年金の全部の支払にかえて、残余年金支払期間の未払特約年金の一括払を請求することができます。この場合の支払額は、請求に必要な書類（別表1）が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日における未払特約年金の現価とし、保険契約は特約年金の一括払を行なったときに消滅します。

2. 特約年金受取人は、保証期間付終身年金においては、保証期間中の最後の特約年金支払日前に限り、保証期間中の将来の特約年金の全部の支払にかえて、残余保証期間の未払特約年金の一括払を請求することができます。この場合の支払額は、請求に必要な書類（別表1）が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日における保証期間中の未払特約年金の現価とします。
3. 前項の規定により、特約年金の一括払が行なわれたときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保証期間経過後、毎年の特約年金支払日に被保険者が生存しているときは、特約年金を継続して支払います。
 - (2) 特約年金の一括払が行なわれた後、残余保証期間中に被保険者が死亡したときは、被保険者の死亡時に保険契約は消滅します。
 - (3) 特約年金の一括払をした場合には、年金証書に表示します。
4. 特約年金受取人は、死亡時保証金額付終身年金においては、死亡時保証期間中の最後の特約年金支払日前に限り、死亡時保証期間中の将来の特約年金の全部の支払にかえて、残余死亡時保証期間の未払特約年金の一括払を請求することができます。この場合の支払額は、請求に必要な書類（別表1）が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日における責任準備金のうち残余死亡時保証期間の特約年金の支払のために積み立てている部分に相当する額とします。
5. 前項の規定により、特約年金の一括払が行なわれたときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 死亡時保証期間経過後、毎年の特約年金支払日に被保険者が生存しているときは、特約年金を継続して支払います。
 - (2) 特約年金の一括払が行なわれた後、残余死亡時保証期間中に被保険者が死亡したときは、被保険者の死亡時に保険契約は消滅します。
 - (3) 特約年金の一括払をした場合には、年金証書に表示します。

（特約年金の継続支払）

- 第7条 特約年金受取人は、確定年金において、被保険者が死亡したことにより、残余年金支払期間の未払特約年金の現価が支払われることとなるときは、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、その支払にかえて、特約年金の継続支払を請求することができます。
2. 前項の場合、残余年金支払期間中の特約年金支払日に特約年金を継続して支払い、年金支払期間の満了時に保険契約は消滅します。ただし、前条に定める特約年金の一括払の請求があったときは、保険契約は特約年金の一括払を行なったときに消滅します。
 3. 特約年金受取人は、保証期間付終身年金において、被保険者が死亡したことにより、保証期間中の未払特約年金の現価が支払われることとなるときは、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、その支払にかえて、特約年金の継続支払を請求することができます。
 4. 前項の場合、残余保証期間中の特約年金支払日に特約年金を継続して支払い、保証期間の満了時に保険契約は消滅します。ただし、前条に定める特約年金の一括払の請求があったときは、保険契約は特約年金の一括払を行なったときに消滅します。

（特約年金の請求、支払時期および支払場所）

- 第8条 特約年金を請求するときは、特約年金受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
2. 主約款に定める死亡保険金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による特約年金の支払の場合に準用します。

（特約年金受取人）

- 第9条 保険契約者は、この特約の締結の際、被保険者の同意を得て、特約年金受取人を定めることを要します。ただし、特約年金受取人は保険契約者または被保険者であることを要します。
2. 保険契約者と特約年金受取人が異なる場合、特約年金受取人は、特約年金支払開始日に保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
 3. 特約年金受取人は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、特約年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の特約年金受取人は被保険者であることを要します。
 4. 前項の規定により特約年金受取人が変更された場合には、変更後の特約年金受取人は保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
 5. 第3項の通知をするときは、特約年金受取人は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
 6. 第3項の通知が会社に到着したときは、特約年金受取人の変更の効力は、その通知を発した時にさかの

ほって生じるものとします。

7. 前項の規定にかかわらず、第3項の通知が会社に到達する前に、変更前の特約年金受取人に特約年金を支払ったときは、その支払後に変更後の特約年金受取人から特約年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

（遺言による特約年金受取人の変更）

- 第10条 前条の規定によるほか、特約年金受取人は、法律上有効な遺言により、特約年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の特約年金受取人は被保険者であることを要します。
2. 前項の特約年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
 3. 前2項の規定により特約年金受取人が変更された場合には、変更後の特約年金受取人は保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
 4. 第1項および第2項の規定による特約年金受取人の変更は、特約年金受取人が死亡した後、特約年金受取人の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。
 5. 前項の通知をするときは、特約年金受取人の相続人は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

（後継特約年金受取人）

- 第11条 特約年金受取人は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、後継特約年金受取人を指定または変更することができます。この場合、後継特約年金受取人は1人の特約年金受取人に対して1人であることを要します。
2. 前項の通知をするときは、特約年金受取人は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
 3. 特約年金受取人が特約年金の支払事由の発生以前に死亡したときは、後継特約年金受取人が新たな特約年金受取人となるものとし、その後継特約年金受取人はその死亡した特約年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
 4. 前項の場合で、後継特約年金受取人がすでに死亡しているときまたは後継特約年金受取人が指定されていないときは、特約年金受取人の法定相続人を後継特約年金受取人とし、前項の規定を適用します。
 5. 前2項の規定により特約年金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
 6. 第1項の通知が会社に到着したときは、後継特約年金受取人の指定または変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。
 7. 前項の規定にかかわらず、第1項の通知が会社に到達する前に、指定または変更前の特約年金受取人または後継特約年金受取人に特約年金を支払ったときは、その支払後に指定または変更後の後継特約年金受取人から特約年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
 8. 第1項から前項までの規定にかかわらず、後継特約年金受取人が故意に特約年金受取人を死亡させたときは、その者は後継特約年金受取人としての取扱を受けることはできません。

（遺言による後継特約年金受取人の指定または変更）

- 第12条 前条の規定によるほか、特約年金受取人は、法律上有効な遺言により、後継特約年金受取人を指定または変更することができます。この場合、後継特約年金受取人は1人の特約年金受取人に対して1人であることを要します。
2. 前項の後継特約年金受取人の指定または変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
 3. 前2項の規定による後継特約年金受取人の指定または変更は、特約年金受取人が死亡した後、特約年金受取人の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。
 4. 前項の通知をするときは、特約年金受取人の相続人は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
 5. 遺言により指定または変更された後継特約年金受取人については、前条第3項から第5項までおよび第8項の規定を準用します。

（年齢の計算）

- 第13条 この特約を付加した場合の被保険者の年齢の計算については、主約款の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。

（1）特約年金支払開始日における被保険者の年齢（以下「移行後年齢」といいます。）は、特約年金支払開

始日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

(2) 特約年金支払開始日後の被保険者の年齢は、前号の移行後年齢に、特約年金支払日ごとに1歳を加えて計算します。

(解約の取扱)

第14条 この特約を付加した場合、主契約の解約およびこの特約のみの解約はできません。

(時効)

第15条 特約年金の支払を請求する権利は、これを行行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

(主約款の規定の準用)

第16条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(特約年金支払開始日等の特別取扱の特則)

第17条 保険契約者は、この特約を主契約の保険料払込期間満了日の翌日に主契約に付加して締結する際、前条までに定める特約年金支払開始日および特約年金原資額の取扱（この取扱を特約年金支払開始日等の通常取扱といいます。）のほか、主契約の保険料払込期間満了日の翌日を特約年金支払開始日とし、第3条（特約年金額の計算）の規定の適用にあたって特約年金支払開始日の前日の主契約の責任準備金額を特約年金原資額とする取扱（この取扱を特約年金支払開始日等の特別取扱といいます。）を選択することができます。

2. 前項の規定にかかわらず、特約年金の種類が確定年金の場合で、年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が特約年金支払開始日の前日の主契約の責任準備金額に満たないときは、本条の特約年金支払開始日等の特別取扱は行ないません。

別表1 請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	第1回の特約年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 特約年金受取人の戸籍抄本 (4) 特約年金受取人の印鑑証明書 (5) 保険証券
2	第2回以後の特約年金（死亡時保証金額付終身年金の場合で被保険者が死亡したときを除きます。）	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 特約年金受取人の戸籍抄本 (4) 特約年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金証書
3	第2回以後の特約年金（死亡時保証金額付終身年金の場合で被保険者が死亡したときに限ります。）	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 特約年金受取人の戸籍抄本 (5) 特約年金受取人の印鑑証明書 (6) 年金証書
4	特約年金の一括払	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 特約年金受取人の戸籍抄本 (4) 特約年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金証書
5	特約年金の継続支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 特約年金受取人の戸籍抄本 (4) 特約年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金証書
6	特約年金受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 変更前の特約年金受取人の印鑑証明書 (3) 年金証書
7	遺言による特約年金受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 変更前の特約年金受取人の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4) 変更前の特約年金受取人の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（ただし、遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5) 年金証書
8	後継特約年金受取人の指定または変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 特約年金受取人の印鑑証明書 (3) 年金証書

項 目	必 要 書 類
<p>9 遺言による後継特約年金受取人の指定または変更</p>	<p>(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 特約年金受取人の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4) 特約年金受取人の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（ただし、遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5) 年金証書</p>
<p>(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります 2. 会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。なお、この場合、請求を会社が受け付けた日を請求書類が会社の本社に到着した日とみなします。</p>	

年金の円貨支払特約（支払ごと円貨換算型）条項 目次

この特約の概要

- 第1条 特約の締結
- 第2条 年金を支払う場合の取扱
- 第3条 特約の解約
- 第4条 特約の消滅とみなす場合
- 第5条 主約款の規定の準用

- 第6条 主契約に運用期間中年金支払移行特約等が付加されている場合の特則
- 第7条 主契約に目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約等が付加されている場合の特則
- 第8条 主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加された場合の特則
- 第9条 主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合の特則

年金の円貨支払特約（支払ごと円貨換算型）条項

（この特約の概要）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）および主契約に付加されている特約における外貨建の年金を、その支払ごとに円貨に換算して支払う場合の取扱について定めたものです。

（特約の締結）

第1条 保険契約者（主契約の年金支払開始日以後については年金受取人とします。以下第3条（特約の解約）において同じ。）は、主契約の契約日以後、会社の定める取扱範囲で、この特約を主契約に付加して締結することができます。

（年金を支払う場合の取扱）

第2条 この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の通貨に関する規定にかかわらず、つぎの各号の年金を円貨により支払います。

(1) 年金支払日に支払事由が生じる年金（年金の継続支払により支払われる年金を含み、支払額が年金額である場合に限り、）

(2) 被保険者が死亡した場合で死亡時増額期間が満了したときに支払事由が生じる年金

2. 前項第1号に定める年金については、支払われる年金ごとの年金支払日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下第4項において同じ。）における会社所定の為替レートをを用いて年金を円貨に換算します。

3. 第1項第2号に定める年金については、死亡時増額期間の満了日の翌日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートをを用いて年金を円貨に換算します。

4. 前2項の会社所定の為替レートは、前2項にそれぞれ定める年金支払日または死亡時増額期間の満了日の翌日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（特約の解約）

第3条 保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

（特約の消滅とみなす場合）

第4条 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

（主約款の規定の準用）

第5条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（主契約に運用期間中年金支払移行特約等が付加されている場合の特則）

第6条 主契約に運用期間中年金支払移行特約、年金支払移行特約または年金支払移行特約（平準払用）が付加されている場合には、第1条（特約の締結）の規定にかかわらず、特約年金受取人が、特約年金支払開始

日以後、会社の定める取扱範囲で、この特約を主契約に付加して締結することができます。

2. 主契約に運用期間中年金支払移行特約、年金支払移行特約または年金支払移行特約（平準払用）とあわせてこの特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主約款および定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項の通貨に関する規定にかかわらず、特約年金支払日に支払事由が生じる特約年金（特約年金の継続支払により支払われる特約年金を含み、支払額が特約年金額である場合に限り、）を円貨により支払います。
- (2) 前号に定める特約年金については、支払われる特約年金ごとの特約年金支払日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて特約年金を円貨に換算します。
- (3) 前号の会社所定の為替レートは、前号に定める特約年金支払日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
- (4) 第3条（特約の解約）の規定にかかわらず、特約年金受取人が、特約年金支払開始日以後、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

（主契約に目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約等が付加されている場合の特則）

第7条 主契約に目標値到達時定額円貨建年金保険移行特約または目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約とあわせてこの特約が付加されている場合で、主契約が定額の円貨建年金保険または定額の円貨建終身保険に移行したときは、この特約は消滅したものとみなします。

（主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加された場合の特則）

第8条 この特約が付加されている主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加された場合には、この特約は消滅したものとみなします。

（主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合の特則）

第9条 主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合で、主契約が特約介護年金に移行したときは、特約介護年金に移行した部分については、第1条（特約の締結）の規定にかかわらず、特約介護年金受取人（特約介護年金受取人に特約介護年金の請求を自ら行なうことができない特別な事情がある場合には介護年金支払移行特約条項に定める代理人とします。以下本条において同じ。）が、特約介護年金支払開始日以後、会社の定める取扱範囲で、この特約を主契約に付加して締結することができます。

2. 前項の規定により特約介護年金受取人がこの特約を主契約に付加したとき、および、介護年金支払移行特約とあわせてこの特約が付加されている主契約が特約介護年金に移行したときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主約款および定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項の通貨に関する規定にかかわらず、特約介護年金支払日に支払事由が生じる特約介護年金（特約介護年金の継続支払により支払われる特約介護年金を含み、支払額が特約介護年金額である場合に限り、）を円貨により支払います。
- (2) 前号に定める特約介護年金については、支払われる特約介護年金ごとの特約介護年金支払日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて特約介護年金を円貨に換算します。
- (3) 前号の会社所定の為替レートは、前号に定める特約介護年金支払日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
- (4) 特約介護年金に移行した部分については、第3条（特約の解約）の規定にかかわらず、特約介護年金受取人が、特約介護年金支払開始日以後、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- (5) 介護年金支払移行特約とあわせてこの特約が付加されている主契約の全部が特約介護年金に移行した場合で、第1回の特約介護年金の請求に際して特約介護年金受取人が主契約に円貨支払特約を付加したときは、この特約は消滅したものとみなします。

保険料口座振替特約条項 目次

この特約の概要	第3条 保険料口座振替不能の場合の取扱
第1条 特約の適用	第4条 諸変更
第2条 保険料の払込	第5条 特約の消滅
	第6条 主約款の規定の準用

保険料口座振替特約条項

(この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の保険料を会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む場合の取扱について定めたものです。

(特約の適用)

第1条 この特約は、主契約の締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に会社の定める取扱範囲で適用されます。

2. この特約を適用する場合には、つぎの条件を満たすことを要します。

- (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（会社が保険料の収納業務を委託している機関がある場合には、その機関の指定する金融機関等を含み、以下「提携金融機関」といいます。）に設置してあること
- (2) 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から会社の口座（会社が保険料の収納業務を委託している機関がある場合には、その機関の口座を含みます。以下同じ。）へ保険料の口座振替を委任していること

(保険料の払込)

第2条 保険料は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主約款に定める払込期月中の会社の定めの日（以下「振替日」といいます。ただし、この定めの日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とします。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。

2. 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。

3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は会社に対しその振替順序を指定できません。

4. 保険契約者は、払い込むべき保険料相当額を指定口座にあらかじめ預け入れておくことを要します。

5. 口座振替によって払い込まれた保険料については、会社はその領収証を発行しません。

(保険料口座振替不能の場合の取扱)

第3条 振替日に保険料の口座振替が不能となった場合は、翌月の振替日に再度翌月分と合わせて払込期月が到来した月数分の保険料の口座振替を行ない、当該口座振替も不能となった場合は、翌々月の振替日に再度翌々月分までと合わせて払込期月が到来した月数分の保険料の口座振替を行ないます。ただし、指定口座の預入額が払込期月が到来した月数分の保険料相当額に満たない場合には、到来時期の早い払込期月の保険料から順に、口座振替が可能な月数分の保険料の口座振替を行ない、口座振替が可能な月数分の保険料の払込があったものとします。

2. 前項の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める保険料払込の猶予期間内に、払込期月が到来している保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

3. 前2項の規定にかかわらず、主約款に定める同一月数分保険料の継続前納の特約が適用されている保険契約の場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 振替日に保険料の口座振替が不能となった場合は、翌月の振替日に再度口座振替を行ない、当該口座振替も不能となった場合は、翌々月の振替日に再度口座振替を行ないます。

(2) 前号の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める保険料払込の猶

予期間内に、前納すべき保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

(諸変更)

第4条 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している提携金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出てください。

2. 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出て他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
3. 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するか他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
4. 会社は、会社または提携金融機関の事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

(特約の消滅)

第5条 つぎの各号の場合には、この特約は効力を失います。

- (1) 保険契約が消滅または失効したとき
 - (2) 保険料を前納したとき
 - (3) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (4) 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
 - (5) 第1条（特約の適用）第2項に定める条件に該当しなくなったとき
2. 前項第2号の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特約は消滅しません。
- (1) 主約款に定める保険料の前納を行なった月数が会社の定める範囲内であるとき
 - (2) 主約款に定める同一月数分保険料の継続前納の特則が適用されている場合で、保険契約者があらかじめ指定した月数（保険料払込期間満了日までの月数が当該月数に満たなくなったときは、保険料払込期間満了日までの月数とします。）が会社の定める範囲内であるとき
 - (3) 保険契約者から、保険料を前納した後も引き続きこの特約を適用する旨の申出があり会社が承諾したとき

(主約款の規定の準用)

第6条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

保険料クレジットカード払特約条項 目次

この特約の概要

- 第1条 特約の適用
- 第2条 保険料の払込

第3条 諸変更

第4条 特約の消滅

第5条 主約款の規定の準用

保険料クレジットカード払特約条項

(この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の保険料を会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む場合の取扱について定めたものです。

(特約の適用)

第1条 この特約は、主契約の締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に会社の定める取扱範囲で適用されます。

2. この特約を適用する場合には、つぎの条件を満たすことを要します。

(1) 保険契約者の指定するクレジットカード（以下「指定カード」といいます。）が、会社と保険料のクレジットカードによる決済の取扱を提携しているクレジットカード発行会社（以下「提携カード会社」といいます。）と保険契約者との間で締結された会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、提携カード会社より貸与され、または使用を認められたものであること

(2) 保険契約者が提携カード会社の会員規約等に基づいて、保険料の払込に指定カードを使用すること

3. 会社は、この特約の適用に際して、提携カード会社に、指定カードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行なうものとします。

(保険料の払込)

第2条 第1回保険料を指定カードにより払い込む場合は、その保険料は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社が指定カードの有効性等の確認を行なったうえで、指定カードによる保険料の払込を承諾した時に、会社に払い込まれたものとします。

2. 第2回以後の保険料を指定カードにより払い込む場合は、その保険料は、主約款の規定にかかわらず、会社が指定カードの有効性等の確認を行なったうえで、主約款に定める払込期月中の会社の定められた日に、会社に払い込まれるものとします。

3. 前項の場合、会社の定められた日に保険料の払込があったものとします。

4. 同一の指定カードにより2件以上の保険契約の保険料を払い込む場合には、保険契約者は会社に対しその払込順序を指定できません。

5. 保険契約者は、提携カード会社の会員規約等に従い、保険料相当額を提携カード会社に支払うことを要します。

6. 会社が指定カードの有効性等の確認を行なった後でも、つぎのいずれにも該当する場合には、その払込期月中の保険料については、第2項（第1回保険料の場合は第1項とします。）の規定は適用しません。

(1) 会社が提携カード会社から保険料相当額を領収できないこと

(2) 保険契約者が提携カード会社に対して保険料相当額を支払っていないこと

7. 前項の場合、会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。

8. 指定カードによって払い込まれた保険料については、会社はその領収証を発行しません。

(諸変更)

第3条 保険契約者は、指定カードを同一の提携カード会社の他のクレジットカードまたは他の提携カード会社のクレジットカードに変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出てください。

2. 保険契約者が保険料のクレジットカードによる払込の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社に申し出て他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

3. 提携カード会社が保険料のクレジットカードによる払込の取扱を停止した場合には、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定カードを他の提携カード会社のクレジットカードに変更するか他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
4. 会社は、会社または提携カード会社の事情により提携カード会社に保険料相当額の払込を請求する会社の定めた日を変更することがあります。この場合、会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

（特約の消滅）

第4条 つぎの各号の場合には、この特約は効力を失います。

- (1) 保険契約が消滅または失効したとき
 - (2) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (3) 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
 - (4) 会社が提携カード会社から保険料相当額を領収できないとき
 - (5) 第1条（特約の適用）第2項に定める条件に該当しなくなったとき
 - (6) 会社が指定カードの有効性等の確認を行なえなかったとき
2. 前項第4号または第6号の場合、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

（主約款の規定の準用）

第5条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

保険契約者代理特約条項 目次

この特約の概要	第4条 告知義務違反による解除等の通知
第1条 特約の締結	第5条 特約の解約
第2条 保険契約者代理人による代理手続	第6条 特約の消滅とみなす場合
第3条 保険契約者代理人の変更	第7条 主約款等の規定の準用

保険契約者代理特約条項

(この特約の概要)

この特約は、保険契約者（主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および各特約条項に定める年金（年金の名称の如何を問いません。以下同じ。）の支払開始日以後については年金の受取人としてします。以下同じ。）が手続を自ら行なうことができない特別な事情があるときに、保険契約者代理人が保険契約者の代理人として手続を行なうことを可能とするを主な内容とするものです。

(特約の締結)

第1条 保険契約者は、主契約の締結の際または主契約の締結後において、会社の定める取扱範囲で、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

(保険契約者代理人による代理手続)

第2条 保険契約者が手続を自ら行なうことができないつぎのいずれかに該当する特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意および会社の承諾を得てあらかじめ指定または次条の規定により変更した保険契約者代理人が、手続に必要な書類（別表1）を提出して、保険契約者の代理人として手続を行なうことができます。ただし、保険契約者が法人である場合を除きます。

(1) 手続を行なう意思表示が困難であると会社が認めた場合

(2) 前号に準じる状態であると会社が認めた場合

2. 保険契約者代理人が行なうことのできる手続は、つぎのとおりとします。

(1) 主約款および各特約条項に定める保険契約者が行なうことのできる手続とします。この場合、保険契約者と保険金等の受取人が同一人である場合における、主約款および各特約条項に定める保険金等の受取人が行なうことのできる手続を含みます。

(2) 前号の規定にかかわらず、つぎの手続を除きます。

(ア) 保険契約者の変更手続

(イ) 保険金等の受取人の変更手続（被保険者の生存に関し支払う保険金等の受取人を保険契約者のみに変更する場合を除きます。）

(ウ) 保険契約者代理人ならびに主約款および各特約条項に定める指定代理請求人の変更手続

(エ) 主約款および各特約条項に定める代理請求が可能な保険金等の請求手続

3. 前2項の規定により受取人を変更する場合で、保険契約者と被保険者が同一人であるときは、保険契約者代理人が被保険者の代理人として同意を行なうことができます。

4. 第1項および第2項の規定により保険契約者代理人が手続を行なう場合、保険契約者代理人は手続時においてつぎのいずれかに該当することを要します。

(1) つぎの範囲内の者

(ア) 保険契約者の戸籍上の配偶者

(イ) 保険契約者の直系血族

(ウ) 保険契約者の3親等内の親族

(2) 前号以外の者でつぎの範囲内の者。ただし、会社所定の書類（別表1）によりその事実が確認でき、かつ、保険契約者のために手続を行なうべき相当な関係があると会社が認めた者に限ります。

(ア) 保険契約者と同居または生計を一にしている者

(イ) 保険契約者の財産管理を行なっている者

(ウ) 被保険者

(I) 保険金等の受取人

(オ) その他(ア)から(I)までに定める者と同等の関係にある者

5. 第1項、第2項および前項の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由を生じさせた者または故意に保険契約者を第1項各号に定める状態に該当させた者は、保険契約者の代理人として手続を行なうことができません。
6. 保険契約者代理人の変更が行なわれた場合、変更を行なった後は、変更前に手続可能な手続があっても、変更を行なう前の保険契約者代理人による代理手続は取り扱いません。
7. 本条の規定により保険契約者代理人が行なった手続は、保険契約者に対してその効力を生じます。
8. 本条の規定により保険金等の代理請求を行なう場合で、主約款の規定にもとづき会社が必要な事項の確認を行なう際、本条に定める保険契約者代理人が、正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。

(保険契約者代理人の変更)

- 第3条 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約者代理人を変更することができます。
2. 保険契約者代理人の変更をするときは、保険契約者は、手続に必要な書類（別表1）を提出してください。

(告知義務違反による解除等の通知)

- 第4条 主契約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知について、保険契約者またはその住所もしくはその居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、主約款に定める通知先のほか、保険契約者代理人に通知することがあります。

(特約の解約)

- 第5条 保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

(特約の消滅とみなす場合)

- 第6条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。
- (1) 保険契約者または保険契約者代理人が死亡したとき。
 - (2) 保険契約者に変更されたとき。
 - (3) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
 - (4) 保険契約者と年金の受取人が異なる場合で、主約款および各特約条項に定める年金の支払開始日が到来したとき。

(主約款等の規定の準用)

- 第7条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款および各特約条項の規定を準用します。

別表1 手続書類

(1) 手続書類

項 目	必 要 書 類
代理手続	(1) 主約款および各特約条項に定める会社所定の請求書その他の手続に必要な書類 (2) 保険契約者が手続を自ら行なうことができない特別な事情を示す書類 (3) 保険契約者および保険契約者代理人の戸籍抄本 (4) 保険契約者の住民票 (5) 保険契約者代理人の住民票 (6) 保険契約者代理人の印鑑証明書 (7) 保険契約者が成年後見登記されていないことの証明 (8) 代理手続を行なう者が保険契約者と同居または生計を一にしている者であるときは、その事実を証する書類 (9) 代理手続を行なう者が保険契約者の財産管理を行なっている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類
(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。 2. 会社は、手続書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。なお、この場合、手続の請求を会社が受け付けた日を手続書類が会社の本社に到着した日とみなします。	

(2) その他の手続書類

項 目	必 要 書 類
保険契約者代理人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券または年金証書
(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。 2. 会社は、手続書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることがあります。なお、この場合、手続の請求を会社が受け付けた日を手続書類が会社の本社に到着した日とみなします。	